

注 文 書

工 事 番 号	2024000219
工 事 名	ナースコール設備更新工事
工 事 場 所	宮城県大崎市鹿島台平渡字東要害 20 番地
工 期	契約締結日の翌日から令和 6 年 12 月 31 日まで

添 付 書 類

- 1 工 事 概 要 書
- 2 参 考 明 細 書
- 3 図 面

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

- 1 本工事は、設計図書によるほか、工事に関する大崎市及び大崎市病院事業の規則、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 4 年版等に基づき施工し、さらに施工に当たっては、工事場所及び周辺にある既存の施設、地上地下の工作物に対し影響が及ばないよう事前に占用又は所有者の立会いを得て施工に万全を期するとともに、もし損害を与えた場合、受注者の責任において賠償しなければならない。

第 2 章 材 料

- 1 工事材料の規格及び材質は参考明細書に明示されたものとし、監督員の承諾を得るものとする。特に明示なきものについても同様、監督員の承諾を得たものを使用するものとする。
- 2 材料の検査においては、設計図書において明示されたものとするが、特に明示なきものについて必要と思われるものは監督員と協議するものとする。
- 3 材料に関する調合及び見本検査においても前項と同様とする。

第 3 章 建設副産物処理

- 1 本工事において建設副産物が発生した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとする。
- 2 屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用は、本工事に含まれているので、適正に処理すること。

- 3 当該工事受注後は、速やかに施工計画書（再生資源利用計画書，再生資源利用促進計画書，及び建設廃棄物処理計画書を含む。）を作成し，提出するものとする。
- 4 建設副産物を処理した後は，速やかに建設副産物処理結果報告書に処理状況を確認できる写真及び建設廃棄物処理に係るマニフェストを発注者に提出するものとする。

第4章 その他

- 1 本工事に着手する前に，必要であれば関係官庁との協議を行い，第三者へ支障のないように努めること。
- 2 施設の管理に支障をきたす工事等は，施設管理者と綿密な打ち合わせを行い，施工すること。
- 3 本工事における下請負，資材調達は，大崎市内又は宮城県内の企業を活用することを原則とする。
- 4 暴力団の排除について
 - (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。
 - (2) 大崎市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請け若しくは受託をさせた者が，排除規則の措置要件に該当すると認められるときは，当該下請契約等の解除を求めることがある。
 - (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，同様の措置を行うよう指導すること。

なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，適切に警察への通報，捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で，これにより，履行遅延等が発生すると認められるときは，必要に応じて，工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。
- 5 工事等の実施にあたり，東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

工 事 概 要 書

1 工事内容 ナースコール設備更新 一式

- (1) 既存ナースコール設備を撤去し、最新のナースコール設備に更新すること。
- (2) ナースコール呼び出しが PHS と連動するシステムを構築すること。なお、新規調達する PHS 4 台のほかに、既存の PHS 2 台を流用し、利用可能な状態にすること。
- (3) 3 階のナースコール設備をすべて更新することとし、4 階のナースコールについては、浴室・脱衣、男子・女子トイレ 1・2 のみ更新し、呼出しを 3 階のナースコールに集約すること。
- (4) 施工に際しては、新旧の機器を平行稼動し、更新作業中も新旧いずれかのナースコールによる呼出しが利用可能な状態を維持すること。
- (5) パラマウント社製の離床センサー付ベッドとの接続設定をすること。
- (6) 施工範囲は、次のとおりとする。
 - ・各機器の設置、接続（各機器設置のための配線及びその保護、端子整端を含む）
 - ・既存配線が流用可能な場合は再利用すること。
 - ・既存機器の撤去及び処分
 - ・調整及び検査一式

2 機器仕様

- (1) ナースコールシステム
 - ・デジタル仕様の製品であること。
 - ・ナースコール呼出し履歴を直近 2 か月程度保存できること。
 - ・時間帯に応じた自動音量調整機能を有すること。
 - ・居室からの呼出しをベッド単位で管理でき、同時に会話ができること。
 - ・各ベッドに対し、一斉放送、選局一斉放送の機能を有すること。
 - ・複数台の親機と PHS を併用することにより、親機又は PHS とナースコール子機の間で同時に 5 回線以上の通話が可能であること。
 - ・ナースコール子機ごとに呼出し連動する PHS を設定可能であること。
 - ・PHS 連動機能は、運用切替ボタン等により昼夜で連動する PHS の設定切替が可能であること。
 - ・ナースコール呼出し時、連動する PHS の画面に具体的な部屋名称等を漢字・英数・カナ文字で表示できること。
 - ・更新後も既存の離床センサー等ナースコール連動機器がそのまま使用できること。
 - ・工事配線は、FCPEV 線を用いることとし、呼出し機能及び通話機能を担保すること。
- (2) ナースコール親機

- ・ボード型親機であること。
- ・液晶画面を用いて各種設定等の操作ができること。
- ・受話器衝突音防止センサーを有すること。

(3) ナースコール子機

- ・常夜灯機能を有すること。
- ・中継コード等による断線対策が可能であること。
- ・脱落呼出し機能を有すること。

3 機器構成

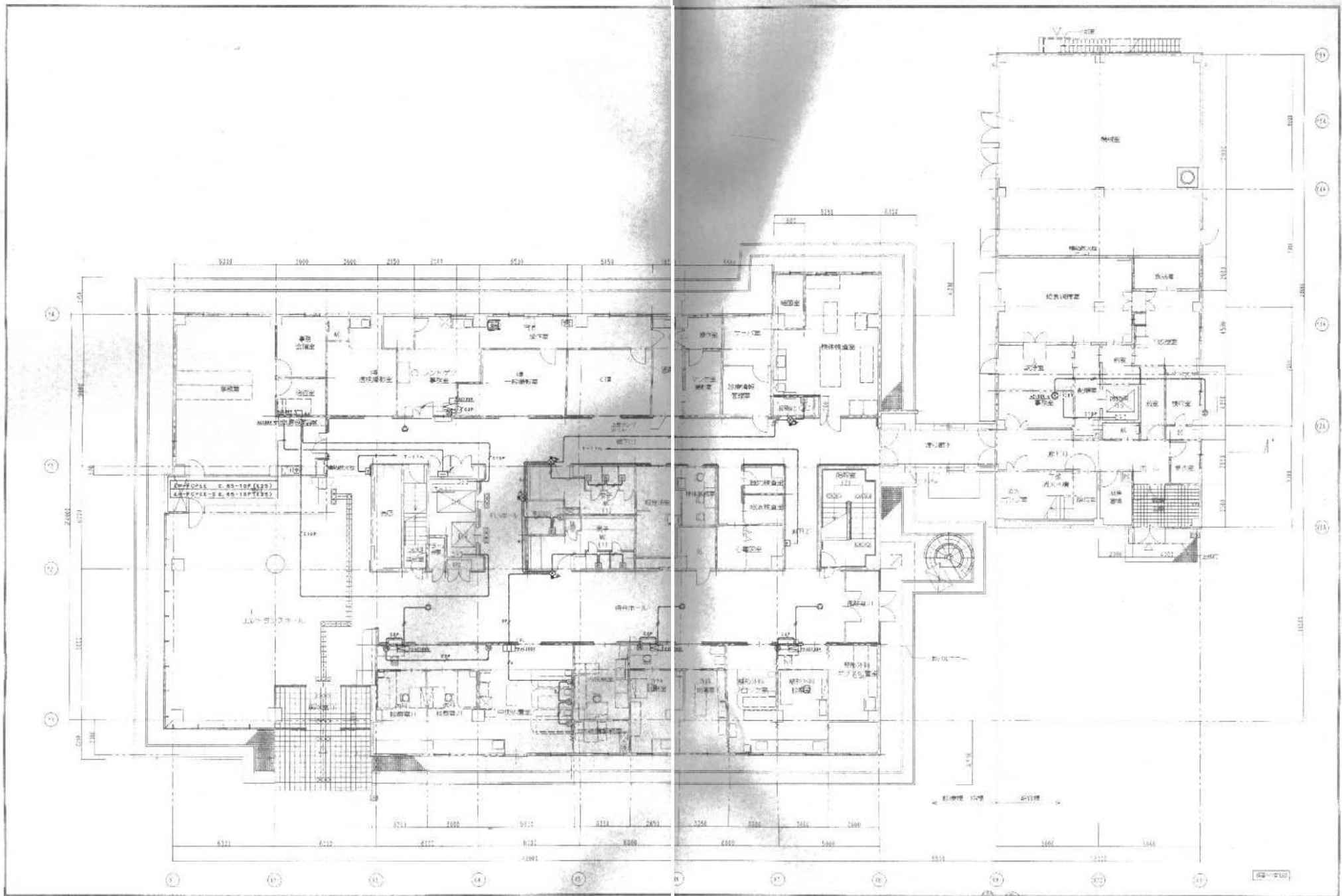
機器	数量	単位	参考例示品
ボード型親機 80 局	1	台	BZP-80EX
ナースコール制御器	1	台	BZM-002EX
個別廊下灯 4 床用トイレ付	8	台	BL-505WZC-T
個別廊下灯 4 床用	1	台	BL-504WZC
個別廊下灯 3 床用トイレ付	1	台	BL-504WZC-T
I/O ユニット (1 回線用)	1	台	BX-101WZC
I/O ユニット (4 回線用)	6	台	BX-404WZC
代表廊下灯	15	台	BL-673U/15-A
代表廊下灯 (丸型)	4	台	BL-113/15-A
復旧ボタン	15	台	BR-303ZAU
ハンド型子機 (握り)	44	台	BA-711EX
ハンド型子機コンセント	44	台	BF-123EXU
中継コネクタ 5 本入	9	台	PZ-401EX-5
呼出押ボタン (ひも付)	27	台	BT-312ZR
コンセント (2P 保持復旧ボタン付)	2	台	
車いすトイレ用押しボタン	2	台	
ハンディナースコール主装置	1	台	
ハンディナースコール無線機 (ID 付)	1	台	
ハンディナースコール PHS 接続装置 (ID 無)	8	台	
モジュラジャック	9	台	
ハンディナースコール PHS 子機 充電器付	4	台	

参考明細書

(単位：円)

項目	数量	単位	単価	金額	備考
ナースコール設備					
材料費					
ボード型親機80局	1	台			
ナースコール制御器	1	台			
個別廊下灯 4床用トイレ付	8	台			
個別廊下灯 4床用	1	台			
個別廊下灯 3床用トイレ付	1	台			
I/Oユニット (1回線用)	1	台			
I/Oユニット (4回線用)	6	台			
代表廊下灯	15	台			
代表廊下灯 (丸型)	4	台			
復旧ボタン	15	台			
ハンド型子機 (握り)	44	台			
ハンド型子機コンセント	44	台			
中継コネクタ 5本入	9	台			
呼出押ボタン (ひも付)	27	台			
コンセント (2P 保持復旧ボタン付)	2	台			
車いすトイレ用押しボタン	2	台			
電材費	1	式			
データ設定費 (ナースコール制御器)	1	式			
工事費	1	式			
調整試験費	1	式			
運搬・交通費	1	式			
雑材消耗品費	1	式			
諸経費	1	式			
ナースコール設備 小計					

ハンディーナースコール設備					
材料費					
ハンディーナースコール主装置	1	台			
ハンディーナースコール無線機 (ID付)	1	台			
ハンディーナースコールPHS接続装置 (ID無)	8	台			
モジュラジャック	9	台			
ハンディーナースコールPHS子機 充電器付	4	台			
工事費	1	式			
調整試験費	1	式			
運搬・交通費	1	式			
雑材消耗品費	1	式			
諸経費	1	式			
ハンディーナースコール設備 小計					
工事価格					
消費税等相当額					消費税率10%
工事費 合計					



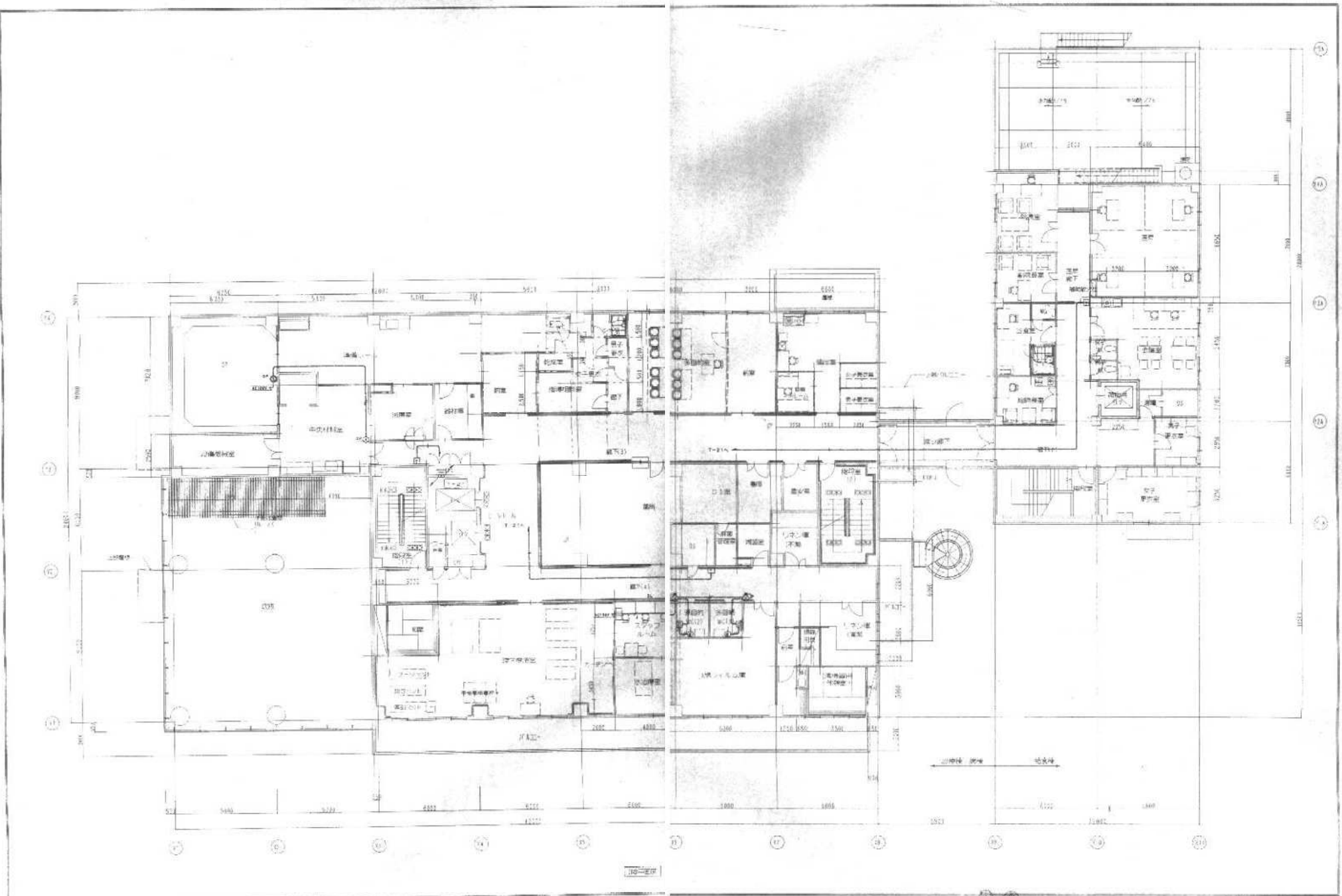
株式会社 盛総合設計

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
 TEL 03-5561-1111 FAX 03-5561-1112
 代表取締役 山本 隆夫

2008.12
 2008.12.12

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
 TEL 03-5561-1111 FAX 03-5561-1112
 代表取締役 山本 隆夫

E-064



株式会社 盛総合設計

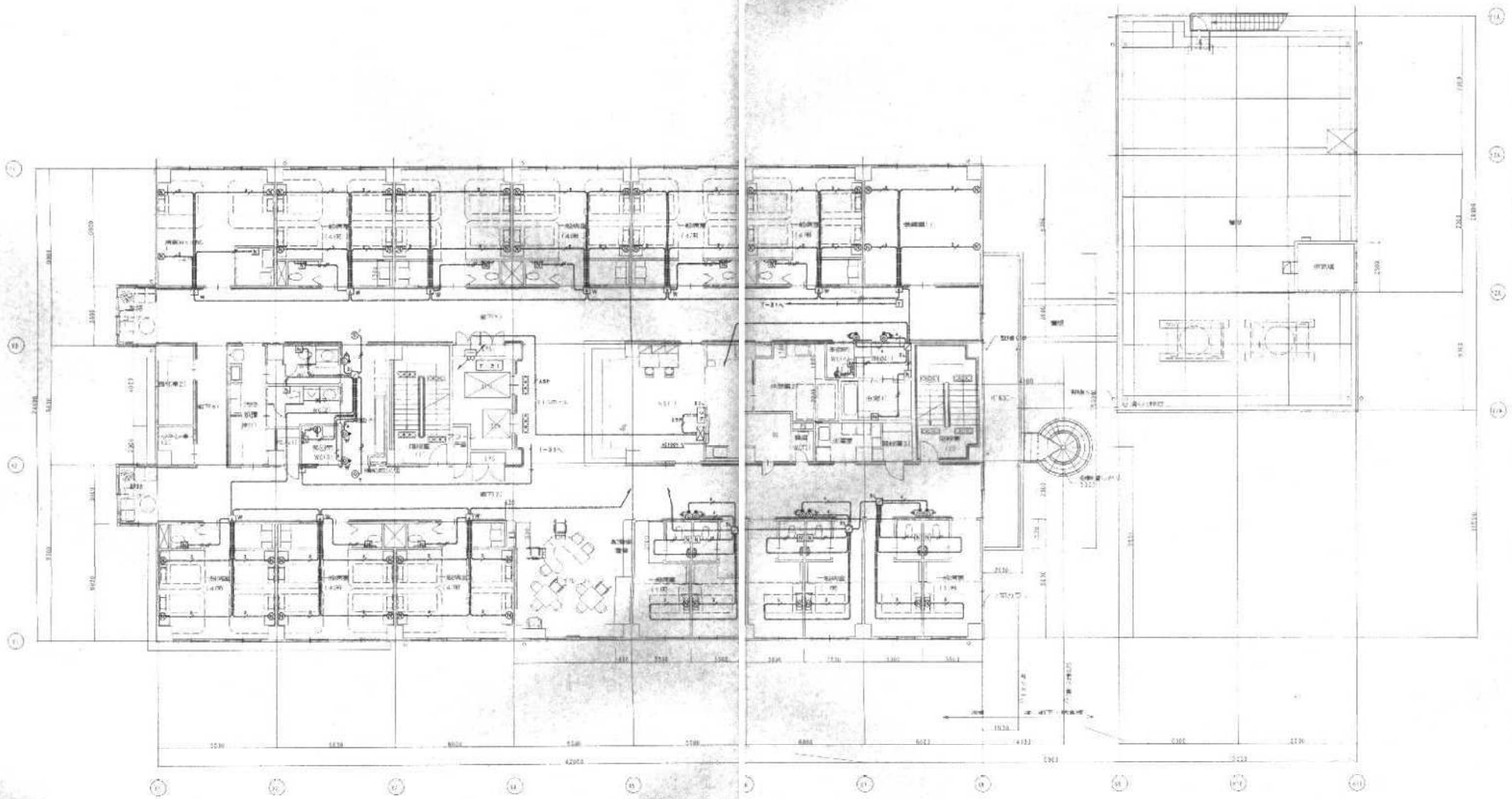
12月12日 2006.12.12
 12月12日 2006.12.12
 12月12日 2006.12.12

1/10一定尺



2006.12.12	TW	1/10一定尺	1/10一定尺	1/10一定尺
2006.12.12	TW	1/10一定尺	1/10一定尺	1/10一定尺
2006.12.12	TW	1/10一定尺	1/10一定尺	1/10一定尺

1/10一定尺



株式会社 盛総合設計

代表取締役 監事 藤田 隆
 建築士 藤田 隆
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
 TEL: 03-3211-1111 FAX: 03-3211-1112
 事務所 東京都千代田区千代田 1-1-1

2008.12
 2008.12
 2008.12

株式会社 盛総合設計 建築士事務所
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
 TEL: 03-3211-1111 FAX: 03-3211-1112
 事務所 東京都千代田区千代田 1-1-1

2-008

